

関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（案） 参照条文目次

○ 関税率法等の一部を改正する法律（平成二十八年三月三十一日法律第十六号）（抄）	1
○ 関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百四十号）（抄）	10

◎ 関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年三月三十一日法律第十六号）（抄）

（関稅定率法の一部改正）

第一条（省 略）

第二条（省 略）

（関稅法の一部改正）

第三条 関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の二」を「第六条の三」に、「第三節 提出書類及び検査手續（第六十八条・第六十九条）」を

「第二節の二 輸入申告の特例（第六十七条の十九）」

第三節 提出書類及び検査手續（第六十八条―第六十九条）」に、「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める。

第四条 第一項第五号の三中「第六十七条の二第二項第二号」を「第六十七条の二第三項第三号」に改める。

（省 略）

第七条の二第二項中「第六十三条の七第一項第二号イ」を「第六十三条の七第一項第三号イ」に改め、同条第二項中「特例申告貨物の輸入地を所轄する」を「許可をした」に改める。

（省 略）

第九条の二第二項中「その輸入の予定地を所轄する」を「当該貨物に係る第七条第一項の規定による申告をする」に、「特定月において輸入しようとする貨物」を「当該貨物」に改める。

（省 略）

第三十条 第一項第四号中「（平成十四年法律第九十九号）」を削り、同項第五号中「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）」の規定による輸出申告」を「第六十七条の三第一項後段（輸出申告の特例）」に規定する特定委託輸出申告、同条第二項に規定する特定製造貨物輸出申告又は同条第三項に規定する特定輸出申告」に改める。

第四十三条の三第三項中「手續」の下に「、第六十七条の三第一項前段（輸出申告の特例）及び第六十七条の十九（輸入申告の特例）」を加える。

第四十三条の四に次の一項を加える。

2 第六十八条の二（貨物の検査に係る権限の委任）の規定は、前項の検査について準用する。

（省 略）

第六十二条の七中「公告」を「許可」に、「保税蔵置場の許可」を「許可」に改め、「要件」の下に「、第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）、第四十三条の四第二項（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）」を加え、「保税蔵置場の貨物

」を「貨物」に改め、「保税工場についての」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四十三条の第三項中「第六十七条の二」とあるのは「第六十七条の二第一項」と、第一項」とあるのは「第六十二条の第三項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）」と、第四十三条の四第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の三第二項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）」と読み替えるものとする。

第六十二条の十五中「の期間及び公告」、「保税蔵置場に」、「の延長」及び「及びその申請」を削り、「納付義務等」に、「についての報告義務」を「の簡易手続」に、「（総合保税地域の許可）」と、「」を「」と、「」に、「総合保税地域」において準用する前項ただし書」を「保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用」において準用する前項ただし書」に、「第六十二条の九（総合保税地域に）」を「第六十二条の九（」に、「前項」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等を承認）」を「第一項」とあるのは「第六十二条の十」に、「第四十三条の四中」を「第四十三条の四第一項中」に、「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に）」を「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十（」に、「総合保税地域」において準用する第四十七条第一項第一号」を「保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用」において準用する第四十七条第一項第一号」に改め、「（許可の要件）」を削り、「第六十一条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）」を「第六十一条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）」に、「（総合保税地域）」において準用する第一項又は第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」と、「」を「において準用する第一項又は第六十二条の五」と、「」に改める。

（省 略）

第六十七条の二第一項中「次項において」を「以下」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 前項の規定による承認を受けた場合

第六十七条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 外国貿易船（これに準ずるものとして政令で定める船舶を含む。以下この項において同じ。）に積み込んだ状態で輸出申告又は輸入申告をすることが必要な貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告又は輸入申告をすることができ。

第六十七条の三第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する」を「政令で定めるところにより、いずれかの」に改め、「輸出申告」の下に「（政令で定める貨物に係るものを除く。）」を、「第二号に掲げる者」の下に「が特定委託輸出申告（保税地域等に入れないで輸出の許可を受けようとする貨物につき当該者が行う輸出申告をいう。第四項及び第七十九条の四第三

項（認定の失効）において同じ。）を行うとき」を加え、同項第一号中「この節において」を削り、同項第二号中「第六項、」を削り、同項第三号中「第四項」を「次項」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「（第一項）」を「（保税地域等に入れないで輸出の許可を受けようとする貨物につき前項）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「同項の規定の適用を受けて輸出申告」を「特定輸出申告（保税地域等に入れないで輸出の許可を受けようとする貨物につき同項の規定により特定輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節において同じ。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「特定輸出申告（第一項の規定により特定輸出者が行う輸出申告をいう。以下同じ。）」、特定委託輸出申告（同項の規定により特定委託輸出者が行う輸出申告をいう。第七十九条の四第三項において同じ。）及び特定製造貨物輸出申告」を「特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告及び特定輸出申告」に、「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六章第二節の次に次の一節を加える。

#### 第二節の二 輸入申告の特例

##### （輸入申告の特例）

第六十七条の十九 特例輸入者又は特例委託輸入者は、第六十七条の二第一項又は第二項（輸出申告又は輸入申告の手續）の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対して輸入申告（政令で定める貨物に係るものを除く。）をすることができ。

第六十八条の次に次の一条を加える。

##### （貨物の検査に係る権限の委任）

第六十八条の二 税関長は、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告に係る貨物が他の税関長の所属する税関の管轄区域内にある場合において、当該貨物につき同条の規定による検査を行う必要があると認めるときは、当該他の税関長に対し、当該検査に係る権限を委任することができる。

第六十九条第二項中「（輸出又は輸入の許可）」を削り、「者は、」の下に「当該検査を受けようとする貨物の置かれている場所を所轄する」を加え、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改める。

##### （省 略）

第七十五条中「第六十七条の二第一項」の下に「及び第二項」を、「手續」の下に「、第六十七条の三第一項（後段及び第七号を除く。）（輸出申告の特例）」を、「書類」の下に「・貨物の検査に係る権限の委任」を加え、「及び第七十条」を「並びに第七十条」に、「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第七十六条第一項中「認定の取消し・許可の承継についての規定の準用」の下に「・輸入申告の特例」を、「書類」の下に「・貨物の検査に係る権限の委任」を加える。

第七十九条第三項第一号口中「許可の日（二以上の許可を受けている場合にあっては、これらのうち最初に受けた許可の日）」を

「許可を受けた日」に改め、同号ハ中「第五条第一号、第二号又は第四号」を「第五条各号」に改め、同号ニ中「第五号まで又は第八号」を「第七号まで、第十号又は第十一号」に改め、同号ホ及びヘを削り、同号ト中「ホ若しくはヘに該当する者を役員とする法人であること又はその者」を「通関業法第六条第六号又は第七号に該当する者」に改め、同号中トをホとし、チを削る。

(省 略)

第七十九条の四第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「(二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。)」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 認定通関業者が死亡した場合で、第七十九条の六(許可の承継についての規定の準用)において準用する第四十八条の二第二項(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

第七十九条の五第一項第一号中「チまで」を「ホまで」に改める。

(省 略)

第四条 (省 略)

第五条 (省 略)

(通関業法の一部改正)

第六条 (省 略)

第七条 通関業法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条の二」に、「第四十条の二」を「第四十条の三」に改める。

第三条第一項中「その業に従事しようとする地を管轄する税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に、「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第四条第一項中「税関長」を「財務大臣」に改め、同項第二号中「行なおう」を「行おう」に改め、同項第四号中「通関業務を行なおうとする地域及びその」を削り、同条第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五条中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二号中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第十三条第一項」を「第十三条」に改め、同号を同条第三号とする。

第六条中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十条の十一第一項の規定を除く。)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、

第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過していない者（第十一号において「暴力団員等」という。）

第六条に次の一号を加える。

十一 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

第八条第一項中「、その通関業の許可に係る税関の管轄区域内において」を削り、「行なう」を「行う」に、「その営業所の所在地を管轄する税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二項中「及び第五条第二号から第四号まで」を「並びに第五条第二号及び第三号」に改める。

第九条を次のように改める。

（営業所の新設に係る許可の特例）

第九条 認定通関業者（関税法第七十九条第一項の認定を受けた者をいう。）である通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、前条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、財務大臣に、その旨を届け出ることができ

る。

2 前項の届出に係る営業所については、当該届出が受理された時において、前条第一項の許可を受けたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第十条第二項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第十一条第一項中「税関長」を「財務大臣」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「第五号まで又は第八号の一」を「第七号まで、第十号又は第十一号のいずれか」に改め、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十一条の二第二項から第七項までの規定中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第十二条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「税関長」を「財務大臣」に改め、同条第二号中「第五号まで又は第八号の一」を「第七号まで、第十号又は第十一号のいずれか」に改める。

第十三条第一項中「通関業者は」の下に「、通関業務を適正に行うため」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書中「が次の各号の一に該当する」を「において取り扱う通関業務に係る貨物が第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により一定の種類貨物のみに限られている」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削る。

第十八条の見出しを「（料金の掲示）」に改め、同条第二項を削る。

第二十二條第二項及び第三項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十一條第一項中「税関長」を「財務大臣」に改め、同條第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第七号までの一」を「第九号までのいずれか」に改める。

第三十二條中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同條第二号中「第七号までの一」を「第九号までのいずれか」に改める。  
第四章中第三十四條の前に次の一條を加える。

(業務改善命令)

第三十三條の二 財務大臣は、通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十四條第一項中「税関長」を「財務大臣」に改め、「、戒告し」を削り、同項第一号中「、この法律に」を「若しくはこの法律に」に改め、「命令」の下に「若しくはこれらに基づく処分」を加え、同條第二項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十五條第一項及び第三十六條中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十七條第一項中「税関長」を「財務大臣」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同條第二項中「税関長」を「財務大臣」に改める。

第三十八條第一項中「税関長」を「財務大臣」に、「税関職員をして」を「その職員に、」に改め、同條第二項中「税関職員は、」を削り、「場合には」を「職員は」に改める。

第三十九條第一項中「税関長」を「財務大臣」に、「聞く」を「聴く」に改める。

第四十條の二中「による」の下に「財務大臣又は」を加える。

第五章中第四十條の二の次に次の一條を加える。

(権限の委任)

第四十條の三 財務大臣は、政令で定めるところにより、その権限の一部を税関長に委任することができる。

第四十一條第一項中「十万円」を「百万円」に改め、同項第二号中「又は第九條の規定」及び「、又は同條の規定により通関業を営むことができる地域以外の地域において」を削る。

第四十二條中「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第四十三條中「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同條第一号を次のように改める。

一 第三十三條の二の規定による命令に違反した者

第四十三條第二号中「税関職員」を「職員」に改める。

第四十四條中「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一(三) (省 略)

四 第三条中関税法目次の改正規定(「第六条の二」を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く。)、同法第四条第一項第五号の三の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定、同法第九条の二第二項の改正規定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十五の改正規定(「(許可の要件)」を削る部分を除く。)、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の次に一項を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定(「(二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。)」を削る部分に限る。)、及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 (省 略)

(通関業法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (省 略)

第四条 第七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の通関業法(以下この条において「旧通関業法」という。)第三条第一項の許可を受けている者(他の法令の規定により同項の許可を受けた者とみなされるものを含む。)は、第四号施行日に、第七条の規定による改正後の通関業法(以下この条及び附則第十四条において「新通関業法」という。)第三条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧通関業法の規定による許可に条件が付されているときは、当該条件は、新通関業法の規定による許可に付されたものとみなす。

2 前項の規定により新通関業法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者についての新関税法第七十九条第三項第一号口の規定の適用については、その者が旧通関業法第三条第一項の許可を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も早い日)を新通関業法第三条第一項の許可を受けた日とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、第四号施行日前に旧通関業法によりした処分、手続その他の行為で、新通関業法中相当する規定があるものは、新通関業法によりしたものとみなす。

4 第四号施行日前において旧通関業法第十三条第一項第一号の規定により通関士を設置することを要しないこととされていた通関業務を行う営業所(旧通関業法第三条第二項(旧通関業法第八条第二項において準用する場合を含む。))の規定により通関業務を行う



- ことができる地域を限定する条件が付されていたものに限る。)であつて、第七条の規定の施行の際現に通関士を置いていないものについては、第四号施行日から起算して五年を経過する日又は新通関業法第十三条の規定により当該営業所に通関士を設置する日の前日のいずれか早い日までの間は、同条の規定は適用せず、旧通関業法第九条及び第十三条第一項の規定は、なおその効力を有する。
- 5 新通関業法第三十三条の二の規定は、第四号施行日以後にした通関業者の業務について適用する。
- 6 新通関業法第三十四条の規定は、第四号施行日以後にした通関業者の行為について適用し、第四号施行日前にした通関業者の行為については、なお従前の例による。
- 7 新通関業法第四十条の二の規定は、第四号施行日以後にされた財務大臣又は税関長の処分に係る審査請求について適用する。
- 8 第四号施行日前にした行為及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合における第四号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

#### 第五条 (省 略)

(酒税法の一部改正)

第六条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第七項中「もより」を「最寄り」に改める。

第三十条の三第一項及び第二項中「、その保税地域の所在地の所轄税関長」を「税関長」に改める。

第三十条の五第二項中「その保税地域の所在地の所轄税関長」を「同項の税関長」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第七条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「石油石炭税法及び」を「同法及び」に改め、同条第三項中「当該保税工場又は総合保税地域の所在地の所轄税関長」を「税関長」に改め、同条第七項第二号中「第六項」を「前項」に改める。

第二十一条中「課税物品」の下に「(前項の課税物品を除く。)」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

関税法第六十七条の十九(輸入申告の特例)の規定の適用を受けて輸入申告をする課税物品に係る内国消費税(石油石炭税法第十五条第二項(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)の規定による申告書に係る石油石炭税を除く。次項において同じ。)の納税地は、消費税法等の規定にかかわらず、当該輸入申告に係る税関長の所属する税関の所在地とする。

第二十六条第二項中「において、」の下に「同条第五項中」を、「輸入地」の下に「若ハ納税地」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十五条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、関税法第七条の二第一項に規定する特例輸入者又は特例委託輸入者が前項の指定物品に係る消費税法第四十七条第二項の申告書（政令で定める物品に係るものを除く。）を税関長に提出するときは、いずれかの税関長に対して当該申告書を提出することができる。この場合における消費税の納税地は、前項の規定にかかわらず、当該申告書の提出をした税関長の所属する税関の所在地とする。

第八十七条の七第二項中「第八十五条第二項」の下に「及び第三項」を、「所在地」との下に「、同条第三項中「消費税法第四十七条第二項」とあるのは「酒税法第三十条の三第二項」とを加える。

第八十八条の三第二項中「第八十五条第二項」の下に「及び第三項」を、「所在地」との下に「、同条第三項中「消費税法第四十七条第二項」とあるのは「たばこ税法第十八条第二項」とを加える。

第八十九条の四第一項、第九十条の二第一項、第九十条の四第一項、第九十条の四の二第一項及び第九十条の四の三第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改める。

（揮発油税法の一部改正）

第九条 揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第二項中「、その保税地域の所在地の所轄税関長」を「税関長」に改める。

第十二条の二第二項中「その保税地域の所在地の所轄税関長」を「同項の税関長」に改める。

第十四条の二第二項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第八項中「もより」を「最寄り」に改める。

第十六条の二第二項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第十六条の四第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改める。

（石油ガス税法の一部改正）

第十条 石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第六項中「もより」を「最寄り」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「、その保税地域の所在地の所轄税関長」を「税関長」に改める。

第十九条第二項中「その保税地域の所在地の所轄税関長」を「同項の税関長」に改める。

（石油石炭税法の一部改正）

第十一条 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第二項中「、その保税地域の所在地を所轄する」を削る。

第十七条第二項中「その保税地域の所在地を所轄する」を「同項の」に改める。

（たばこ税法の一部改正）

第十二条 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改める。

第十八条第一項及び第二項中「、その保税地域の所在地を所轄する」を削る。

第二十条第二項中「その保税地域の所在地を所轄する」を「同項の」に改める。

（消費税法の一部改正）

第十三条 消費税法（昭和六十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第九項第三号中「が保税地域の所在地を所轄する税関長」を「が税関長」に改め、同号イ中「保税地域の所在地」を「納税地」に改める。

第五十条第二項中「その保税地域の所在地を所轄する」を「同項の」に改める。

第五十一条第二項中「保税地域の所在地を所轄する」を「課税貨物に係る第四十七条第一項の規定による申告書を提出する」に、「特定月において引き取ろうとする」を「当該」に改める。

（検討）

第十四条 政府は、第七条の規定の施行後五年を経過した場合において、新通関業法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新通関業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## ◎ 関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百四十号）（抄）

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条の四」を「第五十九条の六」に、「第二節 輸出申告の特例（第五十九条の五―第五十九条の十九）」を

「第二節 輸出申告の特例（第五十九条の七―第五十九条の十九）」

第二節の二 輸入申告の特例（第五十九条の二十・第五十九条の二十一）」に改める。

第四条の十六第一項中「税関長」を「当該修正申告に係る貨物についての法第七条第一項（申告）の申告をした税関長（法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定に係る貨物についての修正申告をしようとする場合にあつては、当該決定をした税関長）」に改め、同条第二項中「（補正による修正申告）」及び「先の」を削る。

第四条の十七第一項中「更正請求書を」の下に「当該更正の請求に係る貨物についての法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をした」を加える。

第三十六条の三に次の一項を加える。

8 第五十九条の二十第二項の規定は、法第四十三条の三第三項において法第六十七条の三第一項前段（輸出申告の特例）及び第六十七条の十九（輸入申告の特例）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二十第二項中「前項の輸入申告（法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸入申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。）」とあるのは、「第三十六条の三（第八項を除く。）に規定する書類の提出」と読み替えるものとする。

第三十六条の四中「保税蔵置場に承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長」を「外国貨物を置くことの承認」に改め、「申請書」の下に「当該貨物を入れる保税蔵置場の所在地を所轄する」を加え、同条ただし書中「税関長」を「当該税関長」に改める。

第五十一条の四に次の一項を加える。

4 第三十六条の三第八項の規定は、法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において法第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第八項中「第三十六条の三（第八項）」とあるのは、「第五十一条の四（第四項）」と読み替えるものとする。

第五十一条の十二に次の一項を加える。

8 第三十六条の三第八項の規定は、法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において法第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第八項中「第三十六条の三」とあるのは、「第五十一条の十二」と読み替えるものとする。

第五十八条第四号中「第五十九条の四及び第五十九条の七」を「第五十九条の五及び第五十九条の六」に改める。

第五十九条の六及び第五十九条の七を削る。

第五十九条の五の見出しを「（特定輸出者等の輸出申告手続）」に改め、同条第一項中「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）」の規定の適用を受けることを希望する」を「第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその」に改め、「輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等（法第六十七条の二第一項（輸出申告又は輸入申告の手続）に規定する保税地域等をいう。第五十九条の四及び第五十九条の七において同じ。）の名称及び」を削り、「貨物が置かれている場所及び貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の所在地」を「所在地（法第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告を行う場合にあつては、貨物が置かれている場所）」に改め、同条第二項中「及び次の各号」を「第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び」に、「、」を「第六十七条の三第一項後段（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び」に、「特定保税運送者及び次の各号」を「特定保税運送者並びに」と、「第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告」とあるのは「第六十七条の三第一項後段に規定

する特定委託輸出申告」に改め、同条第三項中「及び次の各号」を「第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び」に、「」、当該貨物を製造した者、」を「第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定製造貨物輸出申告を行う場合にあつてはその旨、当該貨物を製造した者及び」に、「者及び次の各号」を「者並びに」と、「第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告」とあるのは「第六十七条の三第二項に規定する特定製造貨物輸出申告」に改め、同条第四項中「前二項の輸出申告」を「前三項の輸出申告（法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸出申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第五十九条の五を第五十九条の七とする。

第五十九条の四の見出しを「（保税地域等に入れないで輸入申告をすることの承認の申請）」に改め、同条第一項中「第六十七条の二第二項第一号」を「第六十七条の二第三項第二号」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「申請書を」の下に「当該貨物の輸入申告をする」を加え、同項ただし書中「税関長」を「当該税関長」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第三項中「第六十七条の二第二項第二号」を「第六十七条の二第三項第三号」に改め、第五章第一節中同条を第五十九条の六とする。

第五十九条の三の次に次の二条を加える。

（外国貿易船に準ずる船舶）  
第五十九条の四 法第六十七条の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手続）に規定する政令で定める船舶は、はしけ又はこれに類する船舶（次条において「はしけ等」という。）とする。

（貨物を外国貿易船等に積み込んだ状態で輸出申告又は輸入申告をすることの承認の手続）

第五十九条の五 法第六十七条の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手続）の規定による税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 輸出申告又は輸入申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、輸出又は輸入の許可を受けるために当該貨物を保税地域等に入れることが不相当と認められる場合に限る。次号において同じ。）

二 輸出申告又は輸入申告に係る貨物の外国貿易船に対する積卸しの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ等に積み込み、その状態で法第六十七条の検査及び許可を受けようとする場合

2 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物の輸出申告又は輸入申告をする税関長に提出しなければならない。ただし、当該税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 貨物の記号、番号、品名及び数量

二 外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船又ははしけ等における貨物の積付けの状況

三 当該承認を受けようとする理由

四 その他参考となるべき事項

第五十九条の八中「第六十七条の三第三項」を「第六十七条の三第一項」に改め、同条第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「もの」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1aに規定する輸出される資材、需品又は装備

第五十九条の九中「第六十七条の三第四項」を「第六十七条の三第二項」に改める。

第五十九条の十第一項中「第六十七条の三第五項」を「第六十七条の三第三項」に改め、同項第二号中「第六十七条の三第一項の規定の適用を受けて輸出申告」を「第六十七条の三第三項に規定する特定輸出申告」に改める。

第五章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 輸入申告の特例

（特例輸入者等の輸入申告手続）

第五十九条の二十 法第六十七条の十九（輸入申告の特例）の規定の適用を受ける法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入申告に係る第五十九条の規定の適用については、同条第一項中「前条ただし書」とあるのは、「第五十九条の七第一項の規定により読み替えて適用する前条ただし書」とする。

2 前項の輸入申告（法第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸入申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。）は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

（輸入申告の特例を適用しない貨物の指定）

第五十九条の二十一 法第六十七条の十九（輸入申告の特例）に規定する政令で定める貨物は、日本国と

アメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1aに規定する輸入される資材、需品又は装備とする。

第六十三条の見出し中「引取」を「引取り」に改め、同条中「引取」を「引取り」に改め、「申請書を」の下に「当該貨物の輸入

申告をした」を加え、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第六十五条中「及び第四項」の下に、「第五十九条の四、第五十九条の五、第五十九条の七（第二項後段及び第三項を除く。）、第五十九条の八」を、「おいて」の下に、「第五十九条の七第一項中「次の各号」とあるのは「法第六十七条の第三項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告を行う場合にあってはその旨及び次の各号」と、「とあるのは「同条ただし書中」と、「省略させる」と、同条第四号中「所在地」とあるのは「所在地（法第六十七条の第三項に規定する特定輸出申告を行う場合にあっては、貨物が置かれている場所）」とあるのは、「省略させる」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び第二項前段」とを加える。

第六十九条第一項中「第三条第一項（通関業の許可）の許可をした」を「第二条第一号（定義）に規定する通関業務を行う営業所の所在地を所轄する」に、「二以上の許可を受けている場合にあっては、これらのうちいずれかの許可をした」を「当該税関長が二以上ある場合には、いずれかの」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 申請者が通関業務を行う営業所が二以上ある場合には、主たるものの所在地を所轄する税関長

第九十二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税関長の権限のうち郵便物以外の貨物に係るものについては、財務大臣が指定する税関官署の長には、委任されないものとする。

（関税率法施行令の一部改正）

第二条 関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「税関に」を「税関長に」に、「ついで税関の」を「ついで」に改め、同条第二項中「税関」を「税関長」に改め、同条第三項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第三条第一項中「（申告納税方式）」を「（税額の確定の方式）」に、「又は損傷による減税」を「、損傷等の場合の減税又は戻し税等」に改め、「その輸入地を所轄する」を削り、同条第四項中「（賦課課税方式）」を削り、「その輸入地を所轄する」を「当該貨物の輸入申告をした」に改める。

第三条の二第一項中「による戻し税」を「の場合の減税又は戻し税等」に、「同法」を「関税法」に、「更正通知書又は決定通知書」を「更正及び決定」に、「その輸入地を所轄する」を「当該貨物の輸入を許可した」に改め、同条第二項中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五条の二第一項中「輸入の際（特例申告貨物にあつては、特例申告の際）」に、「その」を削り、「にその」を「に、当該貨物が」に改め、「その輸入地を所轄する」を削る。

第五条の三中「輸出地を所轄する」を「輸出を許可した」に改める。

第七条第一項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第十四条第一項中「携帯品及び引越荷物の」を削り、「税関に」を「税関長に」に、「ついて税関の」を「ついての」に、「除外」を「除くほか」に改め、同条第二項中「税関」を「税関長」に改め、同条第三項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第十六条第一項中「その輸入地を所轄する」を削り、「提示しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「同項の」を削る。

第十六条の四中「携帯品等の」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第十六条の五第一項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第十六条の六中「水産物等の」の下に「減税又は」を加え、「その輸入地を所轄する」を削る。

第十六条の七第一項中「水産物加工製品の減税」を「外国で採捕された水産物等の減税又は免税」に改め、同条第三項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第十九条第一項中「標本、参考品等の」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第二十条第一項中「寄贈物品の」及び「その輸入地を所轄する」を削り、同条第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第二十一条の二第一項中「博覧会等において使用される物品の」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第二十四条第一項中「航空機の発着に使用する機械等の」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第二十五条第一項中「自動車等の引越荷物の」を削り、「添付して」を「添付して」に改め、「その輸入地を所轄する」を削り、「且つ」を「かつ」に、「税関に呈示しなければ」を「税関長に提示しなければ」に改める。

第二十五条の三第一項中「条約の規定による」及び「その輸入地を所轄する」を削る。

第三十四条第一項中「その輸入地を所轄する」を削る。

第三十七条の二中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第三十九条第一項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第四項中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に、「提示しなければ」を「提出しなければ」に改め、同項ただし書中「法第十七条第一項第二号」を「同条第一項第二号」に改める。

第四十七条の二中「あわせて、輸入地を所轄する」を「併せて、輸入申告をする」に改め、同条第二号中「製造歩留まり」を「製造歩留り」に改め、同条第五号中「行なおう」を「行おう」に改める。

第四十九条中「輸出貨物製造用原料品の減税又は免税」を「輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等」に、「法第十九条第三項」を「同条第三項」に改め、「製造用原料品」との下に「読み替えるほか、第四十七条第一項の表第八号に係る手続については」を加え、「及び第八条第一項」を削り、「税関長」とあるのは、第四十七条第一項の表第八号に係る手続については「輸入地を所轄する税関長」を「とあるのは「法第十九条第一項の規定により関税の免除を受けようとする原料品の輸入申告をする」と



、第八条第一項中「を使用する製造工場の所在地を所轄する」とあるのは「の輸入申告をする」に改める。

第五十三条の二第一項中「に係る戻し税」を「の減税、免税又は戻し税等」に改め、同条第三項中「税関」を「当該貨物の輸出を許可した税関長」に改める。

第五十三条の四第一項中「に係る関税の減額」を「の減税、免税又は戻し税等」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条第一項中「に係る関税の控除」を「の減税、免税又は戻し税等」に改め、同条第二項中「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の三第一項中「内貨原料品」を「課税原料品等」に改め、「免税」の下に「又は戻し税等」を加え、「その輸入地を所轄する」を削る。

第五十四条の九中「(課税原料品)」を「(課税原料品等)」に、「戻し税」を「免税又は戻し税等」に改め、「輸出申告をした税関の」を削る。

第五十四条の十中「第五十四条の七から前条まで」を「前三条」に、「(未納税原料品)」を「(課税原料品等)」に、「戻し税」を「免税又は戻し税等」に、「前条中「課税原料品」とあるのは「未納税原料品」を「前条中「課税原料品の」とあるのは「未納税原料品の」に改め、「これを」の下に「税関長に」を加え、「と、「税関長に」とあるのは「」を「輸出申告をする」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の十一中「(輸入原料品)」を「(課税原料品等)」に、「の控除」を「の免税又は戻し税等」に改め、「これを」の下に「税関長に」を加え、「と、「税関長に」とあるのは「」を「輸出申告をする」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の十四中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の十六中「輸出申告をした税関の」を削る。

第五十四条の十七中「これを」の下に「税関長に」を加え、「と、「税関長に」とあるのは「」を「輸出申告をする」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十四条の十八中「税関長に(」を「輸出申告をする税関長に(」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十六条第一項中「の場合の戻し税」を「又は廃棄の場合の戻し税等」に、「した税関の」を「する」に改め、同条第二項中「(違約品等を再輸出に代えて廃棄した場合の戻し税)」を削り、同条第三項中「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第五十六条の二中「の場合の戻し税」を「又は廃棄の場合の戻し税等」に、「の輸入地を所轄する」を「の輸入を許可した」に改め、同条ただし書中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

第五十六条の三中「戻し税」を「戻し税等」に、「の税関長に」を「をする税関長に」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に、「」とあるのは「法第二十条第三項の規定を適用する場合における同条第二項」を「の」とあるのは「同条第三項の規定を適用する場合における同条第二項の」に改める。

第五十六条の四中「の場合の控除」を「又は廃棄の場合の戻し税等」に改め、「(違約品を再輸出に代えて廃棄した場合の控除)」を削り、「第五十五条第一項及び第五十六条第一項中」を「第五十五条第一項中」に改め、「第五十五条第一項中」、「及び第五十六条第二項」及び「第五十五条第二項中」を削り、「第五十六条第一項中」の下に「同項」とあるのは「法第二十条第四項」と、「」を加え、「同項及び同条第三項中」、「同条第一項及び第二項中」及び「同条第一項中」を削り、「の税関長に」を「をする税関長に」に、「した税関の」を「する」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改め、「」と、「」の下に「同条第二項中「同項の」とあるのは「法第二十条第五項の」と、「証明書(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書)」とあるのは「証明書」と、「これを」とあるのは「当該貨物に係る特例申告書の提出期限内に、これを」と、「」を、「当該廃棄した」との下に「品名及び数量」とあるのは「品名及び数量、控除を受けようとする金額及びその計算の基礎」とを加える。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第三十三条の五第一項中「その輸入地を所轄する」を削る。

(通関業法施行令の一部改正)

第四条 通関業法施行令(昭和四十二年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「税関長の」を削り、「税関長に」を「財務大臣に」に改め、同条第三号中「においてする通関業務を行なおうとする地域及びその」を「における」に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第二条を次のように改める。

(営業所の届出の手續)

第二条 法第九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を財務大臣に提出することにより行うものとする。

- 一 当該営業所の名称及び所在地
  - 二 当該営業所の責任者の氏名及び法第十三条の規定により置こうとする通関士の数
  - 三 当該営業所における通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のものにのみに限られる場合には当該貨物の種類
- 2 前項の届出書には、届出に係る営業所において通関業務に従事させようとする者の氏名を記載した書面その他参考となるべき書面を添付しなければならない。

第五条を削る。

第四条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条」に、「専任の通関士（営業所における通関業務の量からみて専任の通関士を置く必要がないものとして税関長の承認を受けた場合には、専任であることを要しない。）一人以上」を「通関業務に係る貨物の数量及び種類並びに次条に規定する通関書類の数、種類及び内容に応じて必要な員数の通関士」に改め、同条第二項を削り、同条を第五条とする。

第三条を第四条とする。

第二条の二第一項及び第二項中「、当該承認を受けようとする承継に係る通関業の許可をした税関長」を「財務大臣」に改め、同条第三項ただし書中「税関長」を「財務大臣」に改め、同条を第三条とする。

第七条第二号中「第四十三条の四」を「第四十三条の四第一項」に改める。  
本則に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十四条 法に規定する財務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める税関長に委任されるものとする。

一 法第三条第一項及び第二項（同条第一項の許可に際し条件を付する場合に限る。）の規定、法第四条第一項の規定、法第五条の規定並びに法第六条の規定による権限 法第三条第一項の許可を受けようとする者が通関業務を行おうとする営業所の所在地（当該営業所が二以上ある場合には、主たるものの所在地）を管轄する税関長

二 法第三条第二項（同条第一項の許可後に条件を付する場合に限り、法第八条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定、法第八条第一項の規定、同条第二項において準用する法第五条の規定、法第九条第一項の規定、法第十条第二項の規定、法第十一条の規定、法第十二条の規定、法第二十二條第二項及び第三項の規定、法第三十一條第一項の規定、法第三十三條の二の規定、法第三十四條第一項及び第二項（法第三十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定、法第三十五條第一項の規定、法第三十七條の規定、法第三十八條第一項の規定並びに法第三十九條第一項の規定による権限 当該権限の行使の対象となる者が通関業務を行う営業所の所在地（当該営業所が二以上ある場合には、主たるものの所在地）を管轄する税関長（以下この条において「二号税関長」という。）

三 法第十一条の二第二項から第六項までの規定による権限 同条第一項又は第四項に規定する通関業者に係る二号税関長

四 法第十一条の二第七項の規定による権限 同条第二項又は第四項の規定による承認をした税関長

五 法第三十六條の規定による権限 同条の規定による申出の対象となる者に係る二号税関長

2 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により税関長に委任された権限のうち、通関業務を行う営業所であつて同号に定める税関長以外の税関長の所属する税関の管轄区域内にあるものに係る法第五条の規定による権限については、当該営業所の所在地を管轄する税関長も行うことができる。

3 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により税関長に委任された権限のうち、通関業務を行う営業所であつて二号税関長以外の税関長の所属する税関の管轄区域内にあるものに係る法第八条第一項の規定、同条第二項において準用する法第三条第二項及び第四項並びに法第五条の規定、法第九条第一項の規定、法第十二条の規定、法第二十二條第二項の規定、法第三十一條第一項の規定並びに法第三十八條第一項の規定による権限については、当該営業所の所在地を管轄する税関長も行うことができる。別表を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「引渡等」を「引渡し等」に改め、同条第一項中「附合、混和」を「付合され、混和され」に、「附合した」を「付合した」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「輸入地を所轄する税関」を「輸入を許可した税関長」に改める。

第五条中「第八条但書」を「第八条ただし書」に、「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。  
（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第六条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第四百号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「物品」の下に「に係る内国消費税」を加え、同条第二項中「第十九條第一項」の下に「（標本、参考品及び学術研究用品の免税の手續）」を、「第二十条第一項」の下に「（寄贈物品の免税の手續）」を、「第二十一条の二第一項」の下に「（博覧会等において使用される物品の免税の手續）」を、「第二十五条第一項（）」の下に「自動車等の引越荷物物の免税の手續）」を、「第三十四條第一項（）」の下に「再輸出貨物の」を、「第二十五条第一項（）」の下に「自動車等の引越荷物物の」を加え、同条第四項中「用途外使用とされない譲渡の届出」を「特定用途免税貨物の用途外使用の届出等」に、「関税率法施行令」を「同令」に、「免税物品」を「再輸出免税貨物」に改め、同条第七項中「その保税地域の所在地を所轄する」を削る。  
第三十条第一項ただし書中「包括の」を削り、同条第三項第二号中「（賦課課税方式）」を「（税額の確定の方式）」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税関長の権限のうち郵便物以外の課税物品に係るものについては、財務大臣が指定する税関官署の長には、委任されないものとする。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第七条 租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。  
第四十五条の三の次に次の一条を加える。

(申告書の提出先の特例を適用しない物品の指定)

第四十五条の三の二 法第八十五条第三項(法第八十七条の七第二項及び第八十八条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める物品は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条1bに規定する資材、需品又は装備とする。

第四十八条の九第七項第五号、第四十八条の十第四項第五号及び第四十八条の十一第四項第五号中「に係る税関、当該引取り」を削り、「年月日及び」を「税関及びその年月日並びに」に改める。

(コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令等の一部改正)

第八条 次に掲げる政令の規定中「輸入地を所轄する」を「輸入を許可した」に改める。

一 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百五十七号)第十条

二 相殺関税に関する政令(平成六年政令第四百十五号)第十五条第一項

三 不当廉売関税に関する政令(平成六年政令第四百十六号)第十九条第一項

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正)

第九条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第四〇号中「第六十七条の二第二項第一号」を「第六十七条の二第二項又は第三項第二号」に、「第五十九条の四第一項第四号(輸入申告の手續の特例)を「第五十九条の六第一項第二号(保税地域等に入れないで輸入申告をすることの承認の申請」に改め、同表第四〇号の二中「承認の申請又は同条第四項の規定による同項に規定する」を削り、同表第六四号の五中「提示」を「提出」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この政令は、関税率法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十六号。次項において「改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正法附則第四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第七条の規定による改正前の通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第九条及び第十三条第一項の規定の適用については、第四条の規定による改正前の通関業法施行令第二条、第四条、第五条及び別表の規定は、なおその効力を有する。